

田尻町 道路の整備に関するプログラム

【策定の主旨】

平成 30 年 3 月 30 日、道路法等の一部を改正する法律が成立し、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）による国費率のかさ上げ措置について、今後も引き続き計画的に道路の整備・機能強化に取り組んでいく観点から、平成 30 年度以降 10 年間継続されることとなったところです。

道路事業においては、従来から各地方公共団体において道路整備に係る計画を策定・公表し、計画的な事業実施に努めてきたところですが、社会資本整備について、現下の社会経済情勢を踏まえた戦略的・計画的な取組が政府全体として求められていることや、今般、道路財特法による国費率のかさ上げ措置が 10 年間継続されることも併せて、今後の道路整備に当たっては、より一層計画的かつ効率的に取り組むことが重要と考えられます。

そこで、上記主旨を踏まえるとともに、近年の道路をとりまく環境の変化に応じた新たな施策への取組なども併せ、都道府県・政令市において、道路整備の基本方針、事業箇所等を明示した「道路の整備に関するプログラム」を策定した上で今後の道路整備に取り組んでいくことが望ましいとの方針が国から示されたことを受け、本町においても既存の行政計画を基に、「道路の整備に関するプログラム」としてとりまとめたものです。

【計画】

大阪府において道路・街路整備事業や連続立体交差事業などの具体的な実施箇所については、「大阪府都市整備中期計画（案）別冊参考資料（案）」平成 28 年 8 月改訂（大阪府 HP 参照）に位置づけられており、また、他の事業についても社会資本整備総合交付金によって実施している実施箇所は社会資本総合整備計画で位置づけられております。

本町におきましても、各事業については今後も社会資本整備総合交付金により実施していく計画のため、上記大阪府における道路整備の基本方針と共通する各計画に参画しています。

本町が参画している大阪府における社会資本総合整備計画（抜粋）

P21 まちづくりと地域の安全・安心を支えるまちづくり（防災・安全）

P33 道路施設の適確な老朽化・地震対策（防災・安全）